

ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例（平成28年条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 法第9条第2項本文の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第9条第4項の証明書の様式は、様式第4号とする。

(特定空家等及び管理不全空家等の認定)

第3条 特定空家等の認定については、別表第1に定める内容について法第9条の規定による調査を実施し、当該特定空家等が周辺に及ぼす危険、支障等を総合的に判断し、行うものとする。

2 管理不全空家等の認定については、別表第2に定める内容について外観からの目視による調査を実施し、当該管理不全空家等が周辺に及ぼす危険、支障等を総合的に判断し、行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合には、特定空家等及び管理不全空家等の認定をすることができる。

(管理不全空家等に対する指導)

第4条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第5号）により行うものとする。

(管理不全空家等に対する勧告)

第5条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(特定空家等に対する助言又は指導)

第6条 法第22条第1項の助言又は指導は、助言・指導書（様式第7号）により

行うものとする。

(特定空家等に対する勧告)

第7条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(特定空家等に対する命令等)

第8条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第9号)により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第10号)により行うものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた者又は代理人は、法第22条第4項の規定により意見書及び証拠を提出しようとするときは、意見書(様式第11号)により行うものとする。

4 法第22条第13項の標識の様式は、様式第12号とする。

(特定空家等に対する代執行等)

第9条 法第22条第9項の規定により行政代執行法(昭和23年法律第43号)による代執行(以下「代執行」という。)を行う場合における同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第13号)により行うものとする。

2 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第14号)により行うものとする。

3 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票の様式は、様式第15号とする。

(特定空家等に対する緊急代執行)

第10条 市長は、法第22条第11項に規定する措置(以下「緊急代執行」という。)を行おうとするときは、特定空家等に対する緊急代執行実施予告通知書(様式第16号)により、その旨を特定空家等の所有者等に通知するものとする。

2 緊急代執行のために現場に派遣される者は、執行責任者証(様式第17号)を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 市長は、緊急代執行を行ったときは、特定空家等に対する緊急代執行実施通知書(様式第18号)により、その旨を特定空家等の所有者等に通知するものとする。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、条例第8条第1項に規定する緊急安全措置(以下「緊急安全措置」という。)を行おうとするときは、緊急安全措置実施予告通知書(様式第19号)により、その旨を特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に通知するものとする。

2 市長は、緊急安全措置を行ったときは、緊急安全措置実施通知書(様式第20

号)により, その旨を特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に通知するものとする。

3 条例第8条第2項に規定する費用の徴収については, 緊急安全措置費用請求書(様式第21号)により, 特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に請求するものとする。

(協議会等)

第12条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は, 正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も, 同様とする。

2 協議会の庶務は, 市民生活部市民活動課空家等対策推進室において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか, 法及び条例の施行に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

付 則

この規則は, 平成28年 4月 1日から施行する。

この規則は, 令和 5年12月13日から施行する。

別表第1（第3条関係）

特定空家等認定基準

分類	項目	内容
建築物等	建築物の倒壊等	(1) 倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜 (2) 倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽等又はずれ (3) 倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落等
	屋根・外壁等の脱落・飛散等	(1) 屋根材・外装材等の剥落・脱落等 (2) 落下又は飛散のおそれがあるほどの著しい屋根材・外装材等の破損、腐朽等 (3) 石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等
	門・塀・擁壁等の破損・腐朽等	(1) 倒壊のおそれがあるほどの著しい門・塀等の傾斜 (2) 倒壊のおそれがあるほどの著しい門・塀等の構造部材の破損・腐朽等又はずれ (3) 擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出 (4) 崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状
	排水設備の破損等	(1) 排水設備からの汚水等の流出 (2) 排水設備の汚水等による悪臭の発生 (3) 汚水等の流出又は悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等
生活環境	ごみの放置	(1) 著しく散乱し、又は山積した敷地等のごみ等 (2) 腐敗したごみ等による悪臭の発生 (3) 悪臭のおそれがあるほどの多量の腐敗したごみ等
	立木等の繁茂	(1) 倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜又は幹の腐朽 (2) 立木の大枝の脱落・飛散 (3) 落下又は飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は腐朽 (4) 周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し
	動物・害虫等	(1) 周辺への侵入又は著しい頻度又は音量の鳴き声、著しい量の糞尿等が認められる動物等の敷地等への棲みつき (2) 著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生又は発生のおそれがあるほどの常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等
	不法侵入等	(1) 不法侵入の形跡 (2) 不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等

備考 この表に定めるもののほか、周辺に危険や支障を及ぼすおそれがある内容について、総合的な調査を行うものとする。

別表第2（第3条関係）
管理不全空家等認定基準

分類	項目	内容
建築物等	建築物の倒壊等	(1) 構造部材の破損，腐朽等 (2) 雨水侵入の痕跡 (3) 屋根の変形又は外装材の剥落等
	屋根・外壁等の脱落・飛散等	(1) 屋根材・外装材等の破損・腐朽等 (2) 吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等
	門・塀・擁壁等の破損・腐朽等	(1) 門・塀等の構造部材の破損・腐朽等 (2) 擁壁のひび割れ等の部材の劣化，水のしみ出し又は変状 (3) 擁壁の水抜き穴の排水不良
	排水設備の破損等	(1) 排水設備の破損等又は封水切れ
生活環境	ごみの放置	(1) 散乱し，又は山積した敷地等のごみ等が認められる (2) 多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる
	立木等の繁茂	(1) 立木の折れ又は腐朽が認められる (2) 立木の枝等のはみ出しが認められる
	動物・害虫等	(1) 常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる (2) 常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる
	不法侵入等	(1) 開口部等の破損等

備考 この表に定めるもののほか，周辺に危険や支障を及ぼすおそれがある内容について，総合的な調査を行うものとする。

殿

ひたちなか市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

貴殿の所有（管理）する次の空家等に対し，空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行のため，下記のとおり同法第 9 条第 2 項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

1 対象となる空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所 及び氏名	住所	
	氏名	

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告の期限

年 月 日

（注）

- 1 上記 4 の期限までに上記 3 に示す者まで報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者は，空家等対策の推進に関する特別措置法第 30 条第 2 項の規定に基づき，20 万円以下の過料に処せられます。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は，空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき，周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう，助言・指導，勧告，命令を行うことがあります。

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市長



空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項に基づき、 年 月 日 号により報告を求められた空家等に係る事項について、次のとおり報告します。

1 対象となる空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所 及び氏名	住所	
	氏名	

2 報告事項

3 添付書類

（注）

- 1 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



立入調査実施通知書

貴殿が所有（管理）している次の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定により、次のとおり立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

1 立入調査の趣旨

2 立入調査の内容

調査対象	所在地	
	対象物	
日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで	
調査員	ひたちなか市 部 課 職員 名	

3 問合せ先

ひたちなか市 部 課
電話

（注） この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

様式第4号（第2条関係）

（表面）

		第 号
立入調査員証		
所属		写真
職名		
氏名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日交付		
ひたちなか市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない

殿

ひたちなか市長



管理不全空家等に対する指導書

貴殿が所有（管理）する次の空家等は，ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定による調査を実施したところ，空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項に定める管理不全空家等に該当すると認められました。

ついては，次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を執るよう，同法第 13 条第 1 項の規定により指導します。

1 対象となる管理不全空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所 及び氏名	住所	
	氏名	

2 管理不全空家等と判断した理由

3 指導をする措置の内容

4 指導の責任者

5 措置の期限

年 月 日

（注）

- 1 上記 5 の期限までに上記 3 に示す措置を実施した場合は，遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をしてください。
- 2 上記 5 の期限までに上記 3 に示す措置を執らなかった場合は，空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 2 項の規定により，当該措置を執ることを勧告することがあります。
- 3 上記 1 に係る敷地が，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は第 702 条の 3 の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合には，当該勧告により，当該敷地について，当該特例の対象から除外されることとなります。

殿

ひたちなか市長



管理不全空家等に対する勧告書

貴殿が所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等が同法第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置を執るよう、同法第 13 条第 2 項の規定により勧告します。

1 対象となる管理不全空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所 及び氏名	住所	
	氏名	

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

年 月 日

（注）

- 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をしてください。
- このまま適正な管理がされない状態が続き、周辺への影響が拡大した場合には、空家等の対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に定める特定空家等に認定することがあります。
- 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は第 702 条の 3 の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

殿

ひたちなか市長



助言・指導書

貴殿が所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条の規定による調査を実施したところ、同法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められました。

ついては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を執るよう、同法第22条第1項の規定により助言・指導をします。

1 対象となる特定空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所 及び氏名	住所	
	氏名	

2 特定空家等と判断した理由

3 助言・指導をする措置の内容

4 助言・指導の責任者

5 措置の期限

年 月 日

（注）

- 上記5の期限までに上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- 上記5の期限までに上記3に示す措置を執らなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定により、当該措置を執ることを勧告することがあります。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

殿

ひたちなか市長



勧告書

貴殿が所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を執るよう、同法第 22 条第 2 項の規定により勧告します。

1 対象となる特定空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所 及び氏名	住所	
	氏名	

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

年 月 日

（注）

- 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をしてください。
- 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を執らなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項の規定により、当該措置を執ることを命ずることがあります。
- 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は第 702 条の 3 の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 災害その他非常の場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項の規定による緊急代執行の手続きにより、上記 2 に示す措置を執ることがあります。

様式第9号（第8条関係）
ひたちなか市達第 号

年 月 日

殿

ひたちなか市長



命令書

貴殿が所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、同法第22条第3項の規定による命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした（意見書の提出又は意見聴取を経てもなお当該措置が不当でないと認められた場合を含む）。

ついては、同法第22条第3項の規定により、次のとおり措置を執ることを命令します。

1 対象となる特定空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所及び氏名	住所	
	氏名	

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

年 月 日

(注)

- 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- この命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

殿

ひたちなか市長



命令に係る事前の通知書

貴殿が所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、年月日付け第号により必要な措置を執るよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項の規定により、次のとおり当該措置を執ることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、同法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、ひたちなか市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

1 対象となる特定空家等

所在地		
用途		
所有者等の住所及び氏名	住所	
	氏名	

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
宛先
送付先
連絡先

- 5 意見書の提出期限
年 月 日

（注） 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

ひたちなか市長 殿

住所

氏名

印

連絡先

意見書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 4 項の規定による命令に係る事前の通知（ 年 月 日付け 第 号）のあった件について、次のとおり意見を述べます。

< 意見の内容 >

備考 証拠書類を提出する場合は、この意見書に添付してください。

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

標識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 3 項の規定により措置をとることを、
年 月 日付けひたちなか市達第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

連絡先

5 措置の履行期限

年 月 日

様式第 13 号（第 9 条関係）

ひたちなか市達第 号

年 月 日

殿

ひたちなか市長



戒告書

貴殿に対し、 年 月 日付けひたちなか市達第 号により貴殿が所有（管理）する次の特定空家等の（措置内容）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定により、当該特定空家等の（措置内容）を執行しますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定により、その旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定により貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

対象となる特定空家等

所在地		
用途		
構造		
規模	建築面積	約 m ²
	延べ床面積	約 m ²
所有者等の住所及び氏名	住所	
	氏名	

（教示）

様式第14号（第9条関係）

ひたちなか市達第 号

年 月 日

殿

ひたちなか市長



代執行令書

年 月 日付けひたちなか市達第 号により貴殿が所有する次の特定空家等を 年 月 日までに(措置内容)するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

1 (措置内容) する特定空家等

2 代執行の期日

年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

(教示)

様式第16号（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



特定空家等に対する緊急代執行実施予告通知書

貴殿が所有（管理）する次の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第11項による緊急代執行を次のとおり実施しますので、通知します。

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 緊急代執行を講じなければならない理由
- 3 講じる緊急代執行の内容
- 4 緊急代執行の費用（概算）
- 5 緊急代執行の実施予定日
年 月 日

様式第18号（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



特定空家等に対する緊急代執行実施通知書

貴殿が所有（管理）する次の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第11項による緊急代執行を次のとおり実施しましたので、通知します。

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 講じた緊急代執行の内容
- 3 講じた緊急代執行の費用
- 4 講じた緊急代執行の実施日
年 月 日
- 5 その他

添付資料 緊急代執行の実施前後の写真等

様式第19号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



緊急安全措置実施予告通知書

貴殿が所有（管理）する次の空家等について、ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例（平成28年条例第10号）第8条第1項に規定する緊急安全措置を次のとおり実施しますので、通知します。

- 1 対象となる空家等の所在地
- 2 緊急安全措置を講じなければならない理由
- 3 講じる緊急安全措置の内容
- 4 緊急安全措置の費用（概算）
- 5 緊急安全措置の実施予定日
年 月 日

様式第20号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



緊急安全措置実施通知書

貴殿が所有（管理）する次の空家等について、ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例（平成28年条例第10号）第8条第1項に規定する緊急安全措置を次のとおり実施しましたので、通知します。

- 1 対象となる空家等の所在地
- 2 講じた緊急安全措置の内容
- 3 講じた緊急安全措置の費用
- 4 講じた緊急安全措置の実施日
年 月 日
- 5 その他

添付資料 緊急安全措置の実施前後の写真等

様式第 2 1 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



緊急安全措置費用請求書

貴殿に対し，ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 8 年条例第 1 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき，次のとおり緊急安全措置に係る費用を請求します。

緊急安全措置費用	金 円
内訳	
納付期限	年 月 日
納付方法	